

## 審議経過及び答申に至った経緯

米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条第2項の規定に基づき、平成31年2月1日に米子市長から「家庭廃棄物の処理手数料の額について」の諮問を受け、3回に亘って審議会を開催した。

平成18年度の審議会における審議、平成19年度からの有料化、平成21年度の審議会における審議以降、平成23年度からは大山町、平成28年度からは境港市の可燃ごみの受入が始まり、また平成26年11月からは小型家電リサイクルを開始するなど、本市のごみ処理を取り巻く環境は大きく変わっており、ごみ処理に要する経費の推移、市の財政状況、消費税増税等の社会経済状況、市民の意向等を考慮のうえ、慎重に審議を行った。

答申に至った経緯は、主に次のとおりである。

- 1 有料化の開始に向けた平成18年度の審議会における審議において、有料化対象経費のうち50%を米子市で、50%を市民で負担することが最も適切な対応であるとの考えから、40リットル袋の手数料の額を80円とする内容の答申を行い、市議会において、更なる経費削減に努めることで60円とする修正案が可決され、現在に至っている。
- 2 平成30年度の処理手数料の試算額は80円となっており、これは有料化開始当時の82円とほぼ変わらない金額であり、処理手数料は妥当な額である。また、直近の将来推計において、今後ごみ排出量は、市民の取組みによって漸減の見通しであるが、収集運搬経費と処理処分経費から収入を引いた経費は、必要な維持管理計画の実施と電気の固定価格買取制度の終了に伴い漸増の見通しである。さらに、消費税・地方消費税の税率改定に伴い手数料の改定が予定されていることから、それ以上の引き上げは、市民の負担感が大きすぎる。
- 3 市の中期財政見通しにおいて、人口減少、少子高齢化の進展による税収減、社会保障費の漸増などのほか、老朽施設の改築経費等が見込まれ、財政運営は一段と厳しいものになっていくことが見込まれる状況であり、持続可能な財政基盤の確立に努めなければならないとしている。